

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本応用数理学会（以下「学会」という。）一般規程第4条により設置される学会誌編集委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

第2条（事業）

委員会は、学会の事業のうち、次のものを担当する。

(1) 会誌『応用数理』の編集

(2) ウェブ会報『JSIAM Online Magazine』（以下「JOM」という。）の編集および発行

2 『応用数理』は、毎年3月、6月、9月、12月発行の4号分の編集を行う。

3 JOMは学会ネットワーク委員会が管理するWWWサーバ（以下「JOMサーバ」という。）上で公開する。JOMサーバの設置場所等は別に定める。

4 学会誌に掲載する記事の種類ならびにその取扱については、別に定める。

第3条（委員）

委員会は、25～30名程度の学会正会員を委員として構成する。

2 委員会に委員長1名、副委員長1名、常任幹事5～10名を置く。

3 委員会に幹事会を置き、委員長、副委員長と常任幹事により構成する。

4 委員長および副委員長の任期は原則として2年とし、委員の互選により選出する。

5 委員長は学会誌担当の学会理事（以下、担当理事）を介して、学会理事会と密接に連絡を取り、学会誌発行および委員会運営が円滑に進むように努める。担当理事自身を委員に加えることが望ましい。

6 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長が代行する。

7 委員の任期は3年とし、重任あるいは再任を妨げない。

8 委員は、委員会が推薦し、学会理事会の議を経て、学会長が委嘱する。

9 委員の役割分担は、別に定める。

第4条（開催）

委員会は、『応用数理』各号発行ごとに2回ずつ、年8回開催する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長を務める。

3 委員長は、各年度初回に限り、業務の引き継ぎのために、前年度退任した委員を出席させることができる。

4 委員長は、必要と認める場合は、委員以外のものを委員会に出席させることができる。

5 委員長は、新編集委員候補の選出や委員の役割分担案の作成など、必要と認める

場合は幹事を招集することができる。

第5条（著作権管理）

学会誌記事の著作権は、学会著作権規定に従い、委員会が適切に管理する。

第6条（事務）

委員会の事務は、副委員長と学会事務局において処理する。

2 委員会の議事や運営に関する資料の保存期間は、3年間とする。

3 学会誌の原稿に関する資料の保存期間は、その原稿の掲載号出版または不掲載決定から3年間とする。

第7条（雑則）

この規程の改廃は、委員会の議を経て学会理事会が決定する。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則（平成26年11月14日学会理事会承認）

この規程は、平成26年12月5日から施行する。